

「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」(案) のパブリックコメント実施について

本市では、平成23年12月に策定した「もりぐち改革ビジョン」(案) (以下、「ビジョン」といいます。) に基づき、財政基盤の安定を図ることをもって、将来にわたって市として行うべき施策・市民サービスを実施できるよう、公共施設の見直しや民間委託の推進などの行財政改革を積極的に進めてきました。ビジョンに掲げる計画期間の平成23年度から平成32年度までの取組みを概ね実現することで、連結実質赤字比率の解消や特定目的基金(庁舎建設基金など)からの借り入れの返済完了をはじめとして、それまでの赤字体質からの脱却を達成してきました。

一方、わが国の人口減少は今後加速度的に進むことが見込まれ、国では平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。これに伴い全国の地方公共団体は、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」を策定し、自らの力で都市経営ができるよう、定住人口・交流人口の拡大に向けた新たな取組みを数多く展開しています。

この都市間競争と言える状況において、本市がこれからも「住んでみたい、住みつづけたいまち」として選ばれるためには、平成28年3月に策定した「守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取組みを確実に実現することに加え、新たな政策の創造による守口市の「レベルアップ」が急務となります。

以上のことから、「改革に終わりなし」という強い信念のもと、より一層行財政改革を加速化させ、守口市のレベルアップによって第五次守口市総合基本計画に掲げる「歓響都市もりぐち」を実現するため、現行ビジョンの計画期間における後期計画として、平成28年度を初年度とする5か年の「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」の案を作成しましたので、皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

皆様のご意見を是非お寄せいただきますようお願いいたします。

なお、いただいたご意見は内容ごとに取りまとめた上で公表しますが、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともありますので、あらかじめご了承ください。

募集期間

平成28年12月8日(木) から 平成29年2月2日(木) まで

※ 郵送の場合は2月2日の消印有効

提出方法(※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。)

1 持 参	下記の設置場所に記載の各施設
2 郵 送	〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所 企画課
3 F A X	06-6994-1691
4 E・m a i l	Mori_kikaku@city-moriguchi-osaka.jp

設置場所

以下の施設に「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」(案)、「募集要領」及び、「意見提出用紙」を設置しています。また、市ホームページ(ダウンロード可)にも掲載しています。

- ・企画課（市役所4階）
- ・各地区コミュニティセンター
- ・守口文化センター
- ・守口市生涯学習情報センター
- ・守口市情報コーナー（市役所2階）
- ・守口市大日サービスコーナー
- ・守口市民体育館

問合せ先

守口市役所 企画財政部 企画課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所4階

電話番号：06-6992-1407 FAX：06-6994-1691